

# 入札公告

下記のとおり一般競争入札を行いますので、松江市財務規則（平成17年松江市規則第47号）第51条に基づき公告します。

平成20年6月30日

松江市長 松浦正敬

## 1. 工事担当課

観光振興部 観光企画課歴史資料館整備室

## 2. 入札に付する事項

工 事 名	松江市歴史資料館（仮称）建築主体工事 （以下「本件工事」という。）	工 事 概 要	歴史博物館の新築工事
工 事 場 所	松江市殿町地内		資料館本体：鉄筋コンクリート一部鉄骨造2階 延床面積3765.42㎡
予 定 工 期	平成22年3月19日		新設長屋門：木造2階 延床面積147.93㎡
予 定 価 格	事後公表とする。		復元長屋：木造2階 延床面積247.64㎡
入札希望価格	¥1,180,000,000（税抜）		屋外便所：木造1階 延床面積 4.96㎡

## 3. 入札に参加する者に必要な資格（以下「競争参加資格」という。）

平成20年度松江市建設工事競争入札参加資格者名簿に登載され、かつ、次に掲げる条件を全て満足する特別共同企業体であること。（上記名簿は、契約検査課・松江市ホームページにて閲覧可。）

### （1）競争入札に参加する者の資格

【第1グループ】			
入札参加業種	建築一式工事	点 数	上記名簿における総合点数1200点以上
許 可 業 種	建築工事業	許 可 区 分	指定しない
営業所所在地	平成20年6月1日現在、常時3名以上の職員が在籍する営業所を松江市内に有すること。		
【第2グループ】			
入札参加業種	建築一式工事	点 数	上記名簿における総合点数831点以上 （松江市の格付Aに相当）
許 可 業 種	建築工事業	許 可 区 分	指定しない
営業所所在地	建設業法に規定する主たる営業所を松江市内に有すること。		
【第1グループ】・【第2グループ】共通			
そ の 他	ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。		
	イ 松江市における市税の滞納がないこと。		
そ の 他	ウ 公告の日から競争参加資格確認の日までの間に、松江市建設工事競争入札参加資格者指名停止要綱による指名停止を受けていないこと。		
	エ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。		
	○ 資本関係 以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。 (1) 親会社と子会社の関係にある場合 (2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合		
	○ 人的関係 以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(1)については、会社の一方が更正会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。 (1) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合 (2) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合		
	○ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合 その他上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。		

### （2）特別共同企業体の資格

基 本 要 件	<p>① 本件工事に係る特別共同企業体は、(1)の要件を満たす建設業者の、第1グループ1者及び第2グループ1者の2者、若しくは第1グループ1者及び第2グループ2者の3者の組み合わせにより構成されること。</p> <p>② 特別共同企業体の運営形態は、原則として構成する各建設業者（以下「構成員」という。）が対等の立場で一体となって施工するものであること。</p> <p>③ 各構成員の出資比率は、2者の場合は30%以上、3者の場合は20%以上であること。</p> <p>④ 特別共同企業体の代表者は第1グループとし、施工能力及び出資比率が最大であること。</p> <p>⑤ 特別共同企業体の有効期間は、認定の日から本件工事の完了後12ヶ月を経過した日までとする。ただし、落札者以外の者にあつては本件工事の契約が締結された日までとする。</p>
---------	---

工 事 実 績	<p>① 特別共同企業体の代表者は、元請又は共同企業体（経常JVを除く）の構成員（ただし出資比率20%以上）として、過去15年間（平成5年6月30日から平成20年6月29日）に国（公団を含む）、都道府県（公社を含む）又は市町村が発注した、1契約で1棟の延べ床面積が1900㎡以上の鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の完成した国公立の美術館又は博物館の建築一式工事（改修工事を除く）の施工実績があること。ただし、工事成績評定が実施された工事の実績を施工実績とする場合は、評定点が65点未満のものを除く。</p> <p>② 特別共同企業体の構成員（代表者を除く）は、元請又は共同企業体（経常JVを除く）の構成員（ただし出資比率20%以上）として、過去15年間（平成5年6月30日から平成20年6月29日）に国（公団を含む）、都道府県（公社を含む）又は下記に掲げる市町村が発注した、1契約で5000万円以上の完成した建築一式工事の施工実績があること。ただし、国（公団を含む）、都道府県（公社を含む）、新松江市、旧松江市（平成14年11月5日以降の契約）、旧宍道町（平成15年6月1日以降の契約）が発注した工事の実績を施工実績とする場合は、評定点が65点未満のものを除く。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>新松江市、旧松江市、旧宍道町、旧玉湯町、旧八雲村、旧八束町、旧鹿島町、旧島根町、旧美保関町</p>
配 置 技 術 者	<p>① 特別共同企業体の代表者は、本件工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者（1級建築士又は1級建築施工管理技士の資格を有する者で、1900㎡以上の鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の建築一式工事において監理技術者又は主任技術者の経験を有する者）を工事現場に専任で配置することができる者であること。</p> <p>② 特別共同企業体の構成員（代表者を除く）は、国家資格を有する主任技術者（1級建築士又は1級建築施工管理技士の資格を有する者）を工事現場に専任で配置することができる者であること。</p> <p>ア 監理技術者にあつては、建築工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ監理技術者講習を受けている者であること。ただし、平成16年2月29日以前に交付された監理技術者資格者証を所持している者については、監理技術者講習を受講しているものとみなす。</p> <p>イ 配置する技術者は、本件工事の競争参加資格確認申請日以前3ヶ月以上の雇用関係を必要とする。</p>

#### 4. 競争参加資格の確認

##### (1) 提出する書類

入札参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書（事後審査型）（以下「申請書」という。）1部を、契約検査課へ提出期限に到達するように提出しなければならない。期限までに申請書を提出しない者は、本件工事の入札に参加することができない。

申請書の内容	<p>ア 競争参加資格確認申請書（事後審査型）（様式第1号）</p> <p>イ 施工実績調書（様式第2号）（3の工事実績欄に掲げる工事の施工実績）</p> <p>ウ 配置予定技術者調書（様式第3号）（3の配置技術者欄に掲げる基準を満たすものに限る）</p> <p>エ 業態調書（様式第4号）（該当がない場合は、その旨を記載すること。）</p> <p>オ 設計図書購入時の領収書の写し</p> <p>カ 松江市内営業所に在籍する職員一覧（氏名・住所の記載があれば様式は問わない。また、<b>松江市内に主たる営業所を有する場合は、提出を要しない</b>）</p>
共同企業体 審査申請書	<p>ア 特別共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第2号）</p> <p>イ 特別共同企業体協定書（出資比率による場合は様式第3号、工事を分担し施工する場合は様式第4号）</p> <p>ウ 特別共同企業体経営事項審査表（様式第5号）</p> <p>エ 委任状（様式第6号）</p> <p>オ 各構成員の経営事項審査結果通知書（最新のものの写し）</p>

- ・申請書については、各構成員のものを代表者が取りまとめて提出すること。
- ・資料に記載した施工実績の記載内容を証明する財団法人日本建設情報センターの「工事实績情報システム（CORINS）」の工事カルテの写し（CORINSの登録がない場合には、発注者が発行する証明書）を添付すること。
- ・資料に記載した施工実績の記載内容を証明する工事成績評定通知書の写し（工事成績評定通知書の写しがない場合は、発注者が発行する証明書）を添付すること。
- ・特別企業体の代表者は、配置予定技術者の施工実績の記載内容を証明する書類（工事カルテの写し、発注者が発行する証明書等）を添付すること。
- ・監理技術者及び主任技術者については、資格が確認できる資格証等の写し、及び技術者と請負者との雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。また、従事中の工事の契約工期が残っている場合等は、実地完成を確認できる資料等を添付すること。

##### (2) 申請書類の様式の入手方法及び提出期限

[競争参加資格申請書はこちら](#)（申請書式の名称をクリックして下さい。）

[松江市建設工事に係る特別共同企業体取扱要綱はこちら](#)（「様式第〇号」の部分をクリックして下さい。）

なお、止むを得ない場合に限り契約検査課においても配布を行う。

**提出期限**平成20年7月23日(水)（郵送必着とする。）

申請書を受け付けたときは、受付印を押した申請書様式第1号の写し1枚をFAXにより申請者に送付する。

### (3) 確認審査

競争参加資格の確認審査は、開札後に落札者を決定するために必要と認める範囲のものを対象として行い、結果を通知する。その他の者については、審査及び結果の通知を行わない。

## 5. 設計図書の販売

販売期間	平成20年7月1日(火) から 平成20年7月22日(火) まで
販売場所	(有)原コピーセンター 松江市北田町5番地12 TEL (0852) 22-3218 FAX (0852) 22-3229

購入にあたっては、事前に上記業者へFAXにて少なくとも来店する1時間前までに連絡すること。

## 6. 設計図書等に関する質問

設計図書に関する質問のある者は、書面を契約検査課へFAX(0852-55-5570)により提出するものとする。

提出期限	平成20年7月23日(水) 12時まで
回答	平成20年7月25日(金) までに参加申請を受け付けた者全員に対してFAXにより回答する。

## 7. 競争入札の日時及び場所

指定配達日	平成20年7月31日(木)
開札日時	平成20年8月1日(金) 9時30分
場所	松江市役所北棟3F 入札室

## 8. 入札方法等 (詳しくはホームページ参照)

- 入札書送付方法は「配達日指定郵便」で、「一般書留」、「簡易書留」、「配達記録郵便」のいずれかの方法による郵送に限ることとし、持参した入札書は受け付けない。  
(宛先)  
〒690-8540  
松江市末次町86  
松江市役所  
財政部 契約検査課 行
- 内封筒には、入札書のみを入れ「工事名」「差出人」「開札日」を明記し、「**入札書在中**」と朱書きすること。
- 外封筒には、入札書を入れた内封筒、**工事費内訳書**を入れ、「工事名」「差出人」「宛名」「配達指定日」を明記し、「**入札書在中**」と朱書きすること。
- 郵送した入札書は、書換え、引換え、又は撤回することはできない。
- 郵便局から交付される「差出控え」は、入札(開札)が終了するまで保管すること。
- 必ず配達指定日に到達するよう、配達日指定郵便により郵送すること。(配達日指定郵便は差出日の翌々日から10日以内が指定可)
- 落札者決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 入札回数は2回とする。2回で落札しないときは、再度公告入札とする。(不落随契は行わない。)
- 入札保証金は免除する。

## 9. 入札の無効

次の入札は無効とする。

- 公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- 虚偽の申請を行った者のした入札
- 入札に関する条件に違反した入札
- 入札の時点までに指名停止要綱に基づく指名停止を受けた者のした入札
- その他入札の時点において競争参加資格のない者のした入札

## 10. 落札者の決定方法

- 予定価格以下で最低価格をもって入札した者について入札参加資格要件を審査し、当該要件を満たしていることが確認できた場合、当該入札者を落札者とする。ただし、最低の入札価格が調査基準価格を下回った場合、低入札価格調査を行う。
- 落札者の決定は、原則として入札日の翌日から起算して2日以内に行い、結果を公表する。(低入札価格調査を行う場合はこの限りでない。)

## 11. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- 競争参加資格がないと認められた者は、契約検査課に対して理由の説明を求めることができる。
- 説明を求める者は、競争参加資格審査の結果を受け取った日の翌日から7日以内に、書面を契約検査課に提出しなければならない。
- 説明を求めた者に対しては、書面が提出された日の翌日から7日以内に書面により回答する。

## 12. 支払条件

前払金

部分払

中間前金払

松江市建設工事に関する契約事務要領第8条の規定による。

※部分払と中間前金払は、契約時にいずれかを選択すること。

## 13. 契約保証金

免除する。

## 14. 下請人の選定について

落札者は、下請負人については市内に主たる営業所を有する者（市内業者）と契約すること。ただし、適切に施工できる市内業者がない特殊な工事等を請け負わせ又は委託する場合は、この限りではない。

## 15. 資材の再資源化等について

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等を実施すること。

## 16. その他

### (1) 配置技術者の取扱い

落札者は、落札後において配置予定技術者の配置ができないことが明らかとなったときは、契約前であれば契約を締結しない場合がある。また、契約後であれば契約を解除する場合がある。

### (2) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止要綱に基づく指名停止を行うことがある。

### (3) その他詳細不明の点については、契約検査課に照会すること。